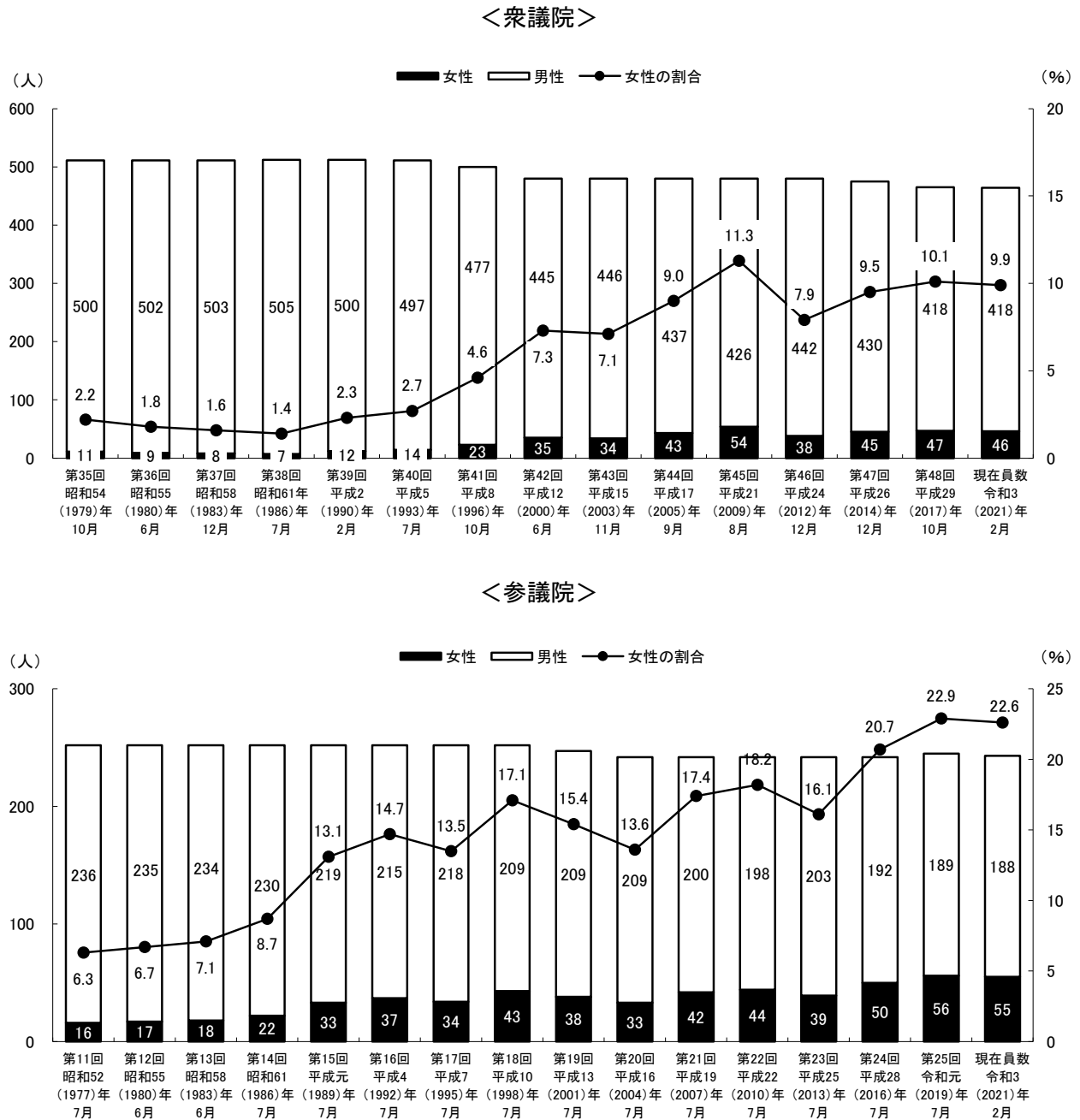


Ⅱ－５ 様々な分野への参画促進

１．衆参両議院の女性議員数及び割合

衆・参議院における女性議員の議員数及び議員定数に占める割合は、令和3（2021）年2月時点で、衆議院では46人（9.9%）、参議院では55人（22.6%）となっている。

図表Ⅱ－５－１ 衆参両議院の議員数及び女性の割合の推移（全国）



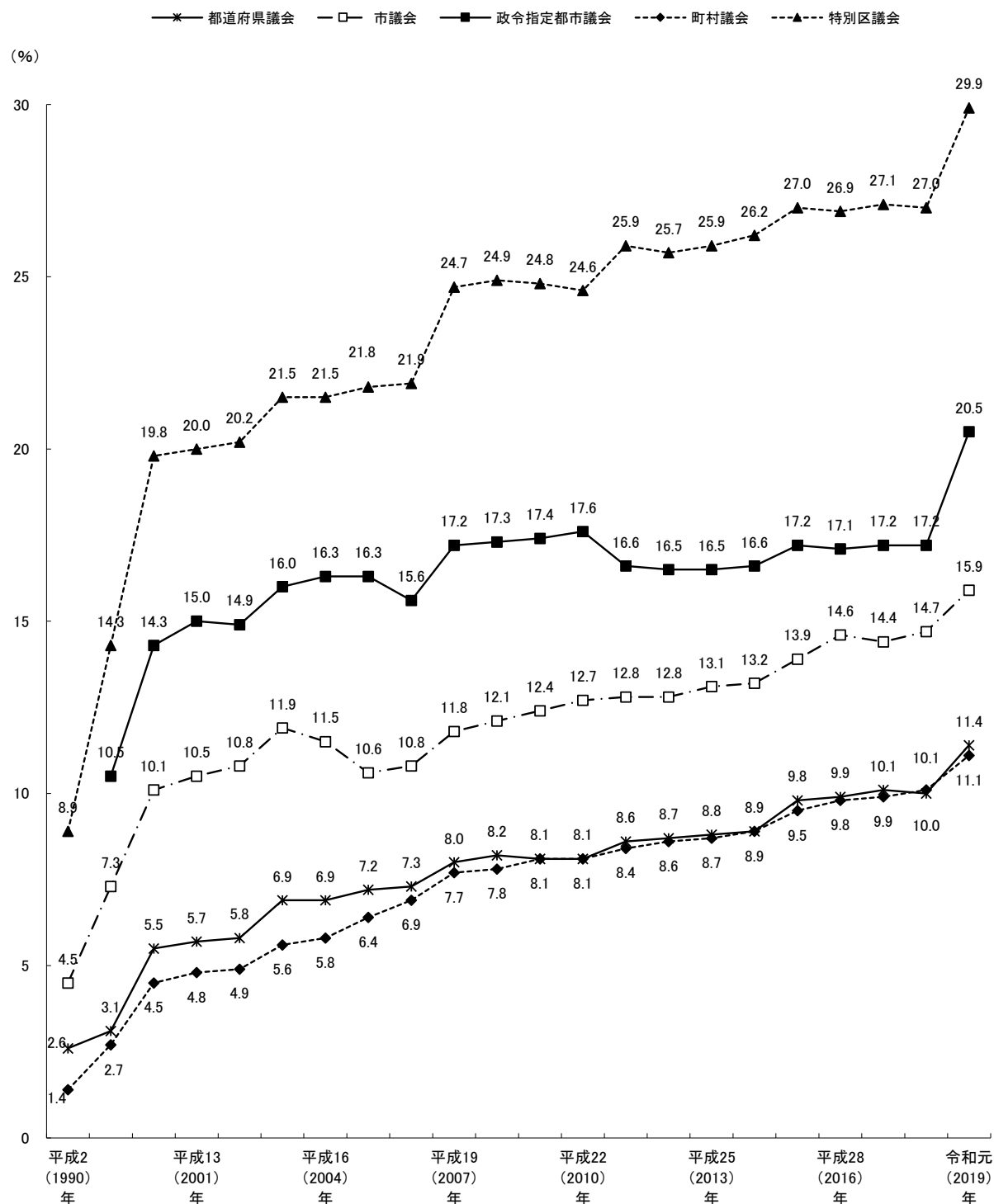
注：衆議院は各選挙における当選人数。参議院は通常選挙後の国会召集日における議員数
衆議院ホームページ、参議院ホームページより内閣府において作成

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和2年度）

2. 地方議会における女性議員の割合

地方議会における女性議員の割合は、特別区議会29.9%、政令指定都市議会20.5%、市議会15.9%、都道府県議会11.4%、町村議会11.1%となっている。

図表Ⅱ－５－２ 地方議会における女性議員の割合の推移（全国）



注1：市議会には政令指定都市議会が含まれる。

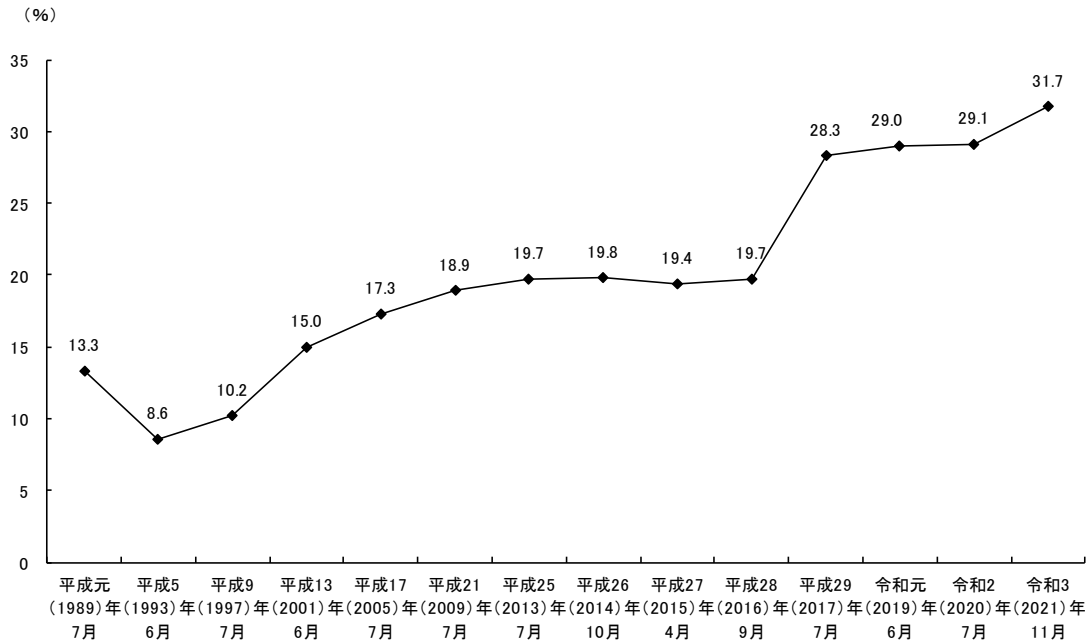
注2：各年12月31日現在

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和2年度）

3. 都議会における女性議員の割合

都議会における女性議員の割合は、平成5（1993）年の8.6%から緩やかに増加し、平成25（2013）以降は19%台で推移していたが、平成29（2017）年7月の選挙で急増し、現在の女性議員の割合は31.7%となっている。

図表Ⅱ－５－３ 都議会における女性議員の割合の推移（都）

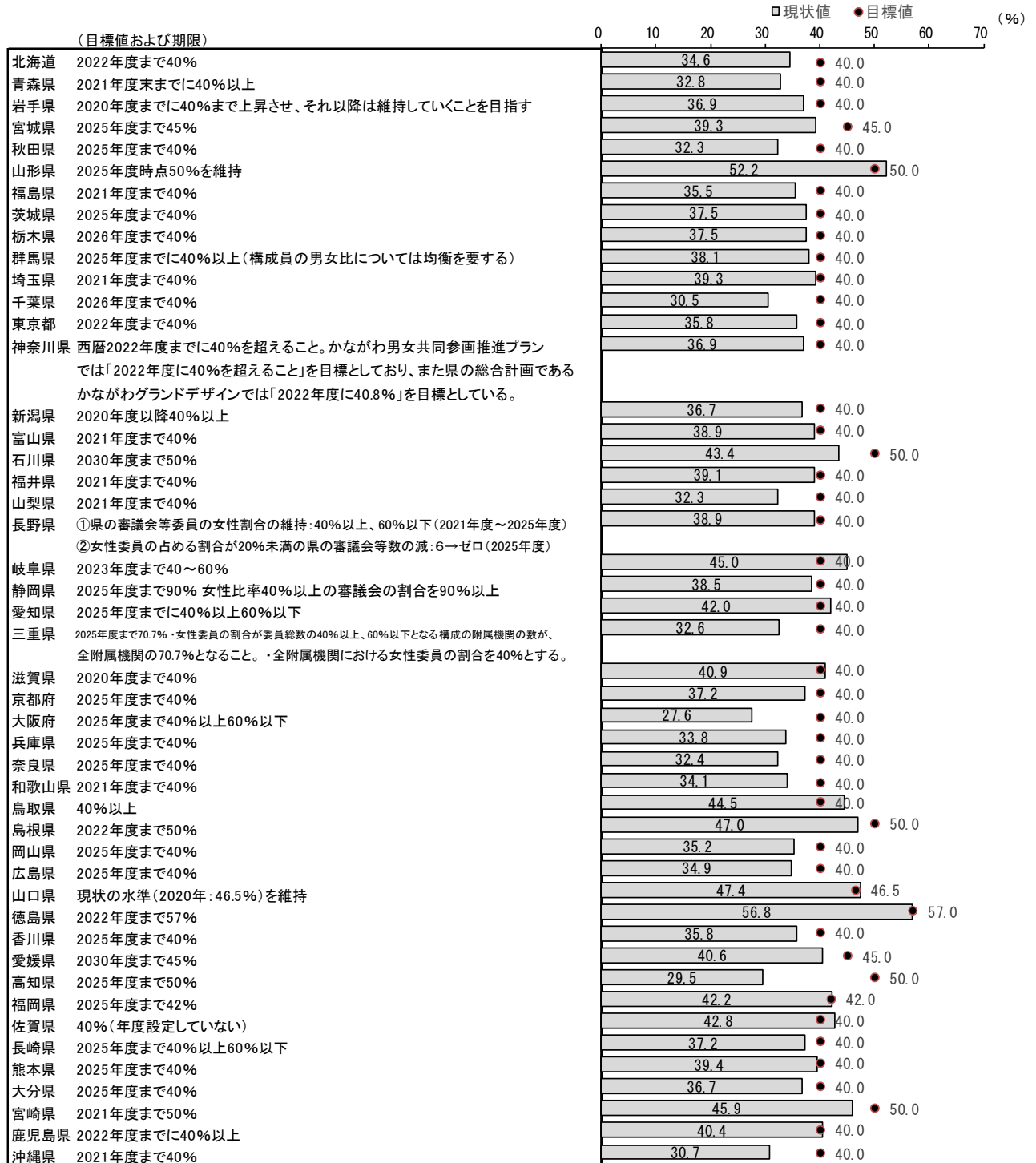


資料：東京都議会議員名簿(令和3年11月現在の議員数)

4. 審議会等委員への女性の登用

目標を設定している審議会等委員の女性の割合をみると、都は2022年度までの目標値40.0%に対して、現状値は35.8%となっている。

図表Ⅱ—5—4 目標を設定している審議会等委員への女性の登用（全国）



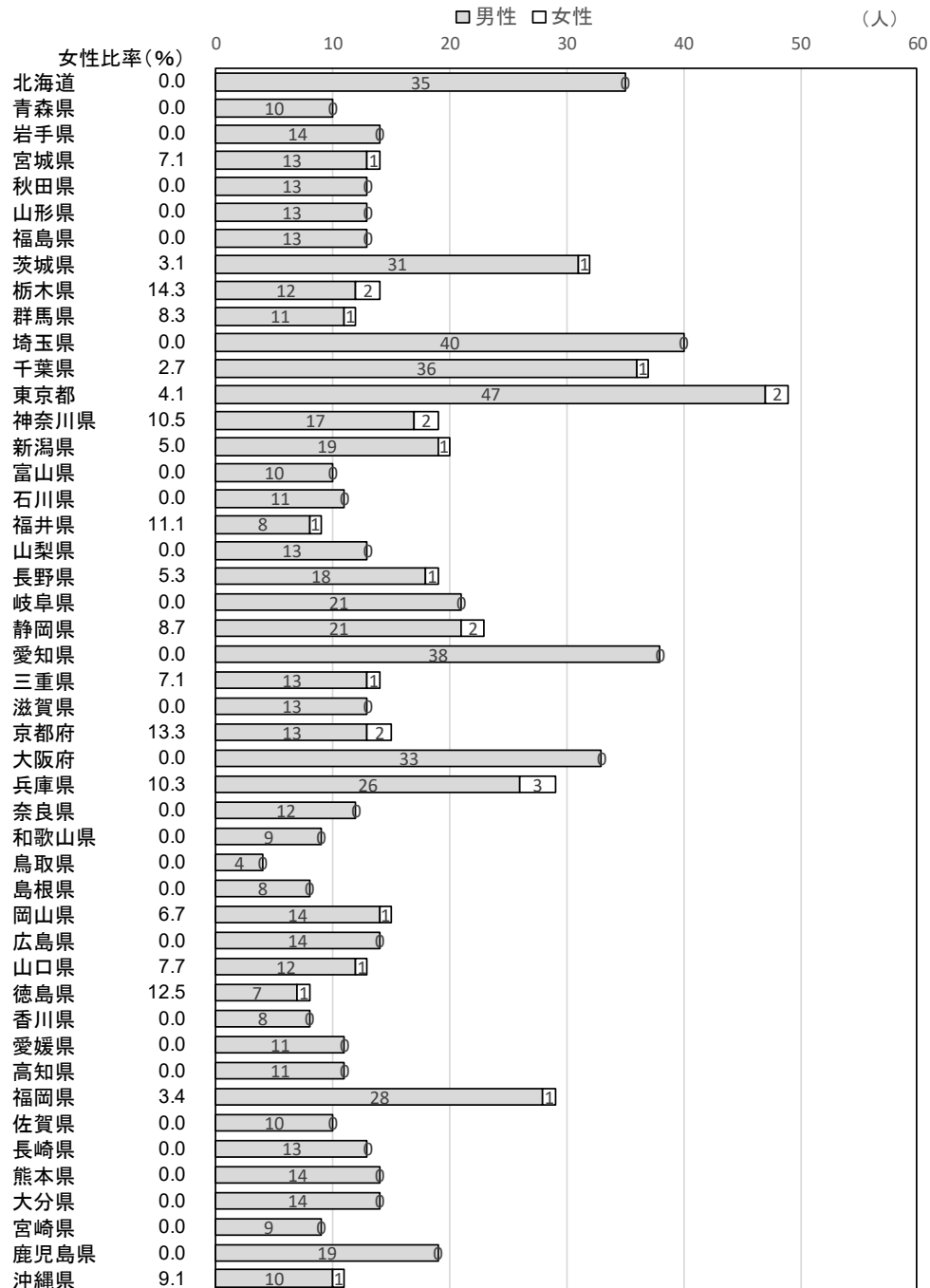
注：調査時点は各都道府県で異なる。

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和3年度）

5. 市区長に占める女性の割合

令和3（2021）年4月1日現在、女性の市区長がいるのは19都府県26人である。女性の割合が最も高いのは栃木県の14.3%（2人）で、東京都は4.1%（2人）となっている。

図表Ⅱ－5－5 市区長に占める女性の割合（全国）



注1：区は特別区

注2：調査時点は原則として令和3年4月1日現在であるが、各地方公共団体の事情により異なる場合がある。

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

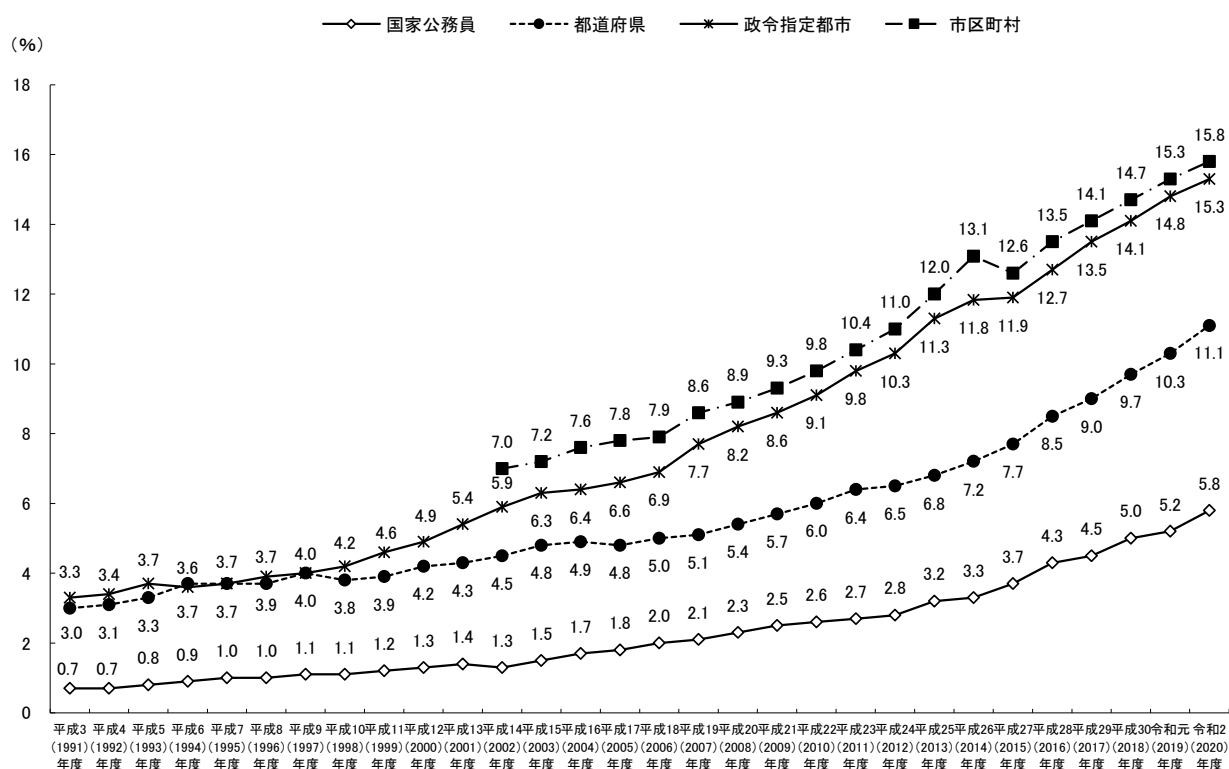
(令和3年度)

6. 公務員管理職に占める女性の割合

(国家公務員、都道府県、政令指定都市、市区町村)

公務員管理職に占める女性の割合は、令和2（2020）年度で市区町村15.8%、政令指定都市15.3%、都道府県11.1%、国家公務員5.8%であり、平成3（1991）年度以降、総じて増加傾向にある。

図表Ⅱ－５－６ 公務員管理職に占める女性の割合（全国）



注1：市区町村には政令指定都市を含む。

注2：国家公務員を除き、調査時点は原則として各年4月1日現在であるが、各自治体の事情により異なる場合がある。

注3：国家公務員について、平成12（2000）年度までは各年度末、平成13（2001）年度から平成25年度（2013）までは各年度1月15日、平成26（2014）年度は9月1日、平成27（2015）年度は7月1日現在。

注4：平成23（2011）年度は、東日本大震災の影響により岩手県（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県（女川町、南三陸町）、福島県（南相馬市、下郷町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）は調査を行わなかったため、集計から除外している。

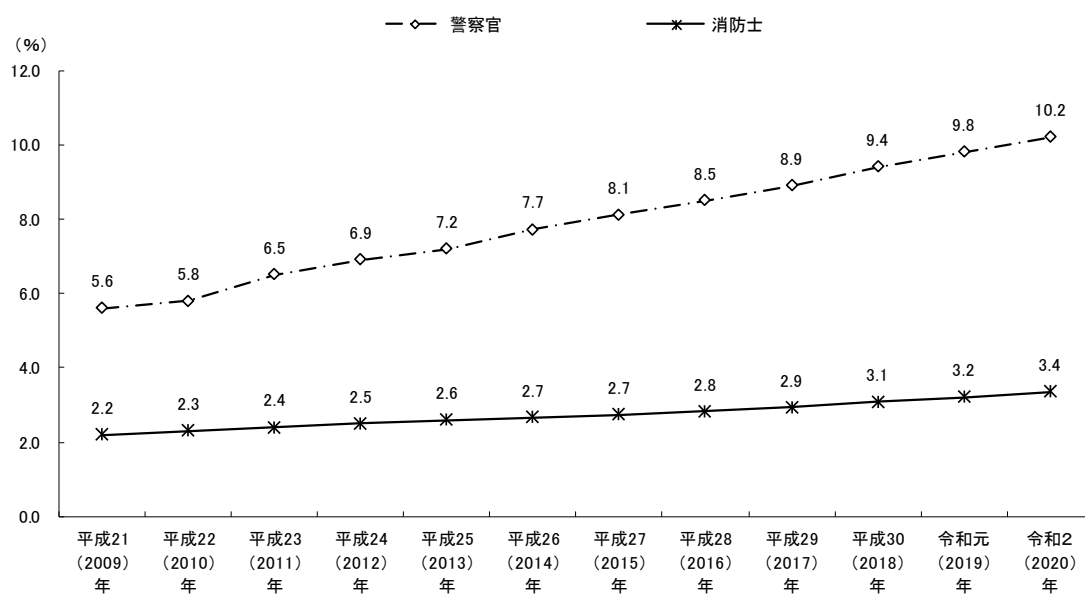
注5：平成24（2012）年度は、東日本大震災の影響により福島県川内村、葛尾村、飯館村は調査を行わなかったため、集計から除外している。

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和2年度）

7. 警察官・消防士に占める女性の割合

警察官・消防士に占める女性の割合は、令和2（2020）年の警察官は10.2%と増加傾向にあり、消防士は3.4%と横ばいになっている。

図表Ⅱ—5—7 警察官・消防士に占める女性の割合（全国）

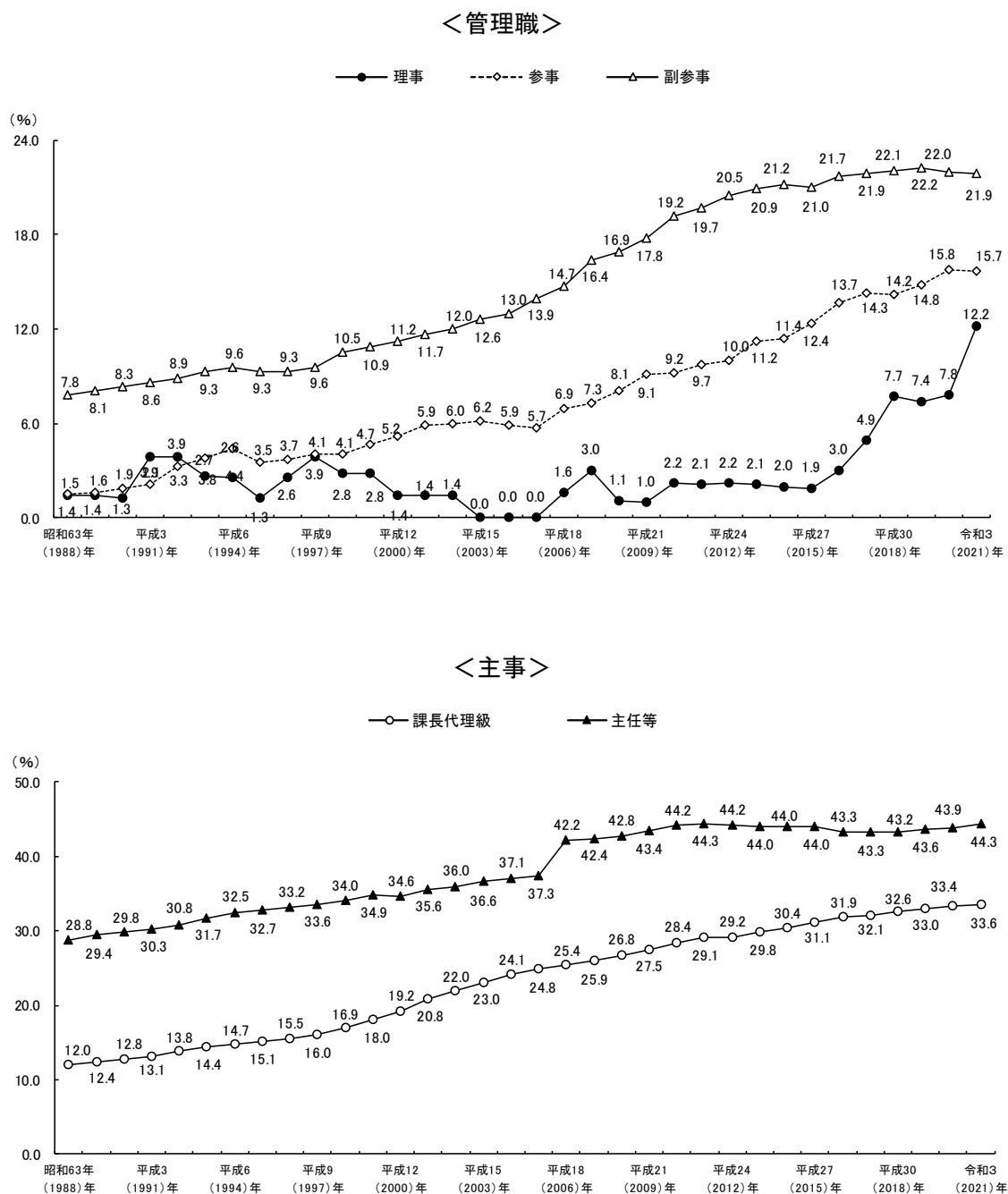


資料：警察庁「令和2年版警察白書」、消防庁「令和2年版消防白書」

8. 都職員の階層別女性比率

都職員に占める女性の割合を階層別にみると、すべての階層で概ね増加傾向にある。令和3（2021）年は、管理職では理事（局長級）が12.2%、参事（部長級）が15.7%、副参事（課長級）が21.9%、主事では課長代理級が33.6%、主任等が44.3%となっている。

図表Ⅱ—5—8 都職員の階層別女性比率の推移（都）



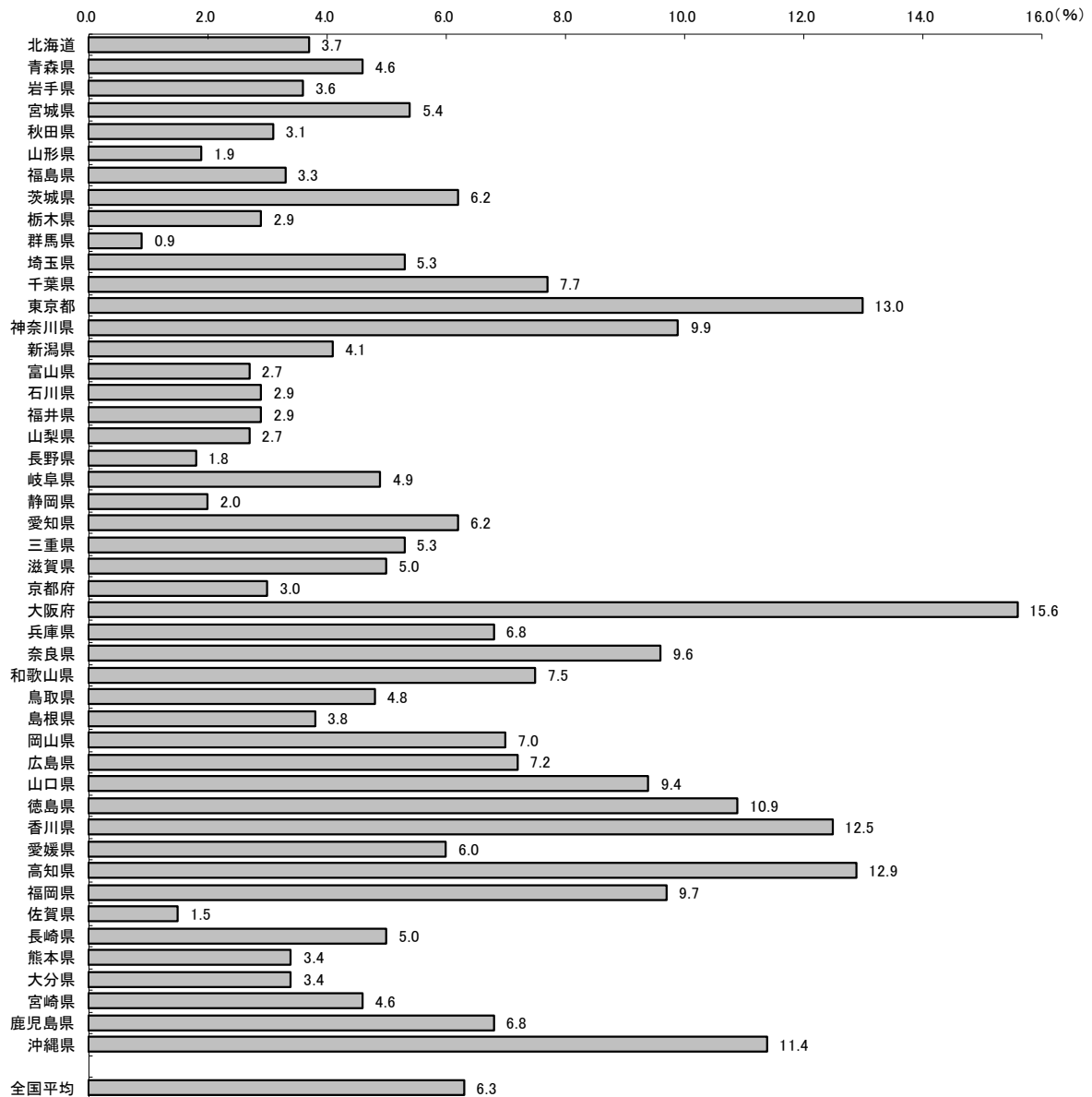
注：各年4月1日現在

資料：東京都人事委員会「都職員の構成」

9. 自治会、PTA、農協・漁協・森林組合における役員の女性割合

各都道府県の自治会長に占める女性の割合をみると、東京都は13.0%であり、大阪府に次いで第2位になっている。

図表Ⅱ—5—9—1 自治会長に占める女性の割合（全国）

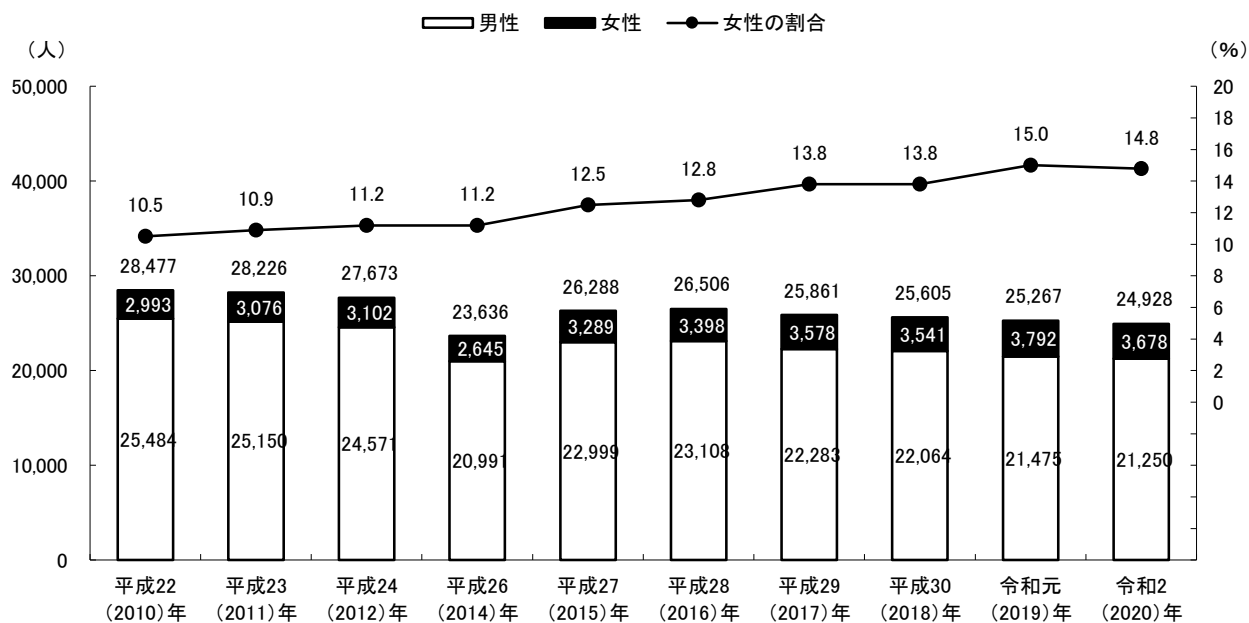


資料：内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会又は女性に関する施策の推進状況
(令和3年度)

Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

単位PTA会長（小中学校）での女性会長数は令和2（2020）年で3,678人であり、全体に占める女性の割合は14.8%である。

図表Ⅱ－５－９－２ 単位PTA会長（小中学校）に占める女性の割合及び会長数（全国）

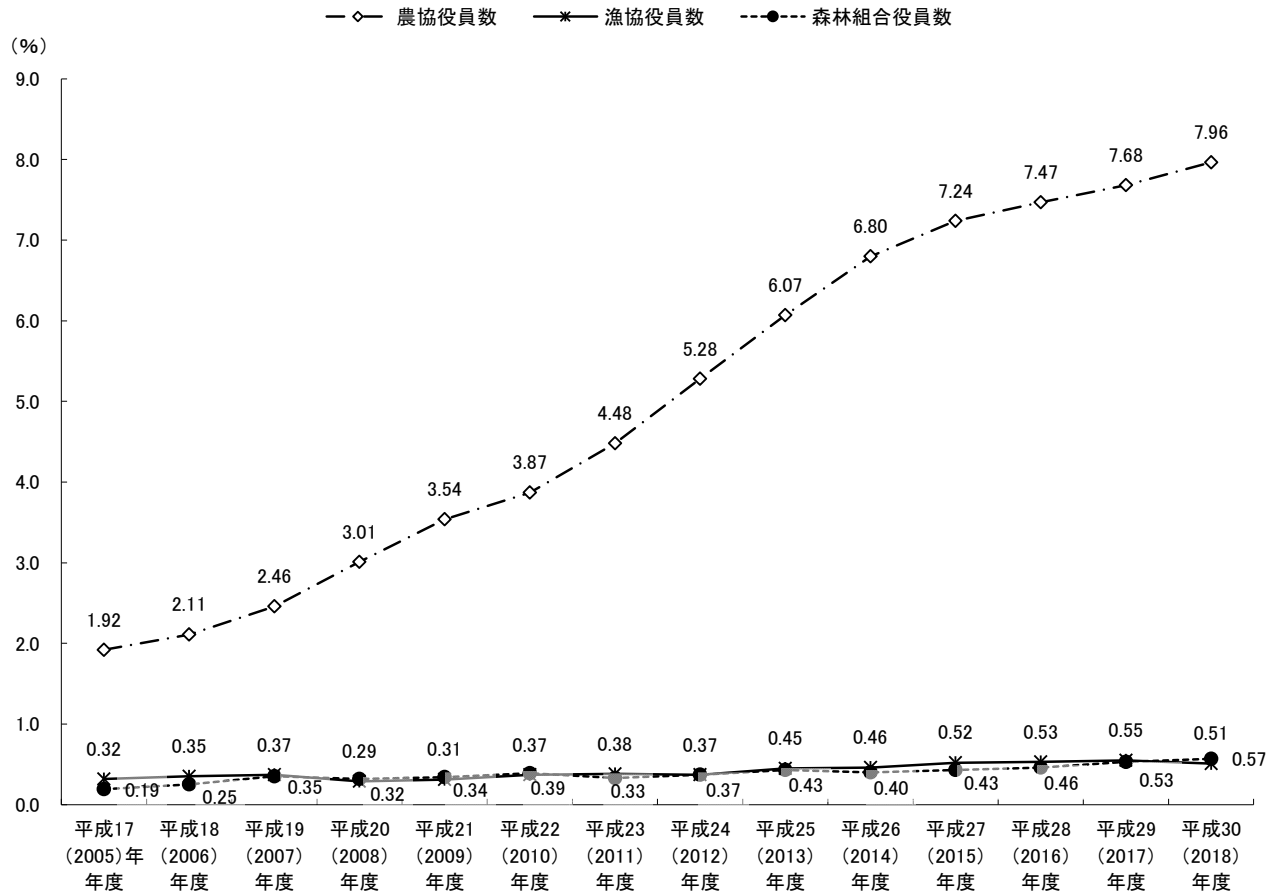


注：各年9月現在

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和2年度）

農協・漁協・森林組合の役員における女性の割合をみると、農協で約8.0%、漁協と森林組合では1%未満である。近年、農協では増加傾向が見られるが、漁協や森林組合では変化は見られない。

図表Ⅱ－５－９－３ 農協・漁協・森林組合における役員の男女の割合（全国）



注1：農協と漁協については農林水産省資料により作成。森林組合については「森林組合統計」より作成

注2：農協・漁協については各事業年度末（農協・漁協により4月～3月末）現在の数値である。

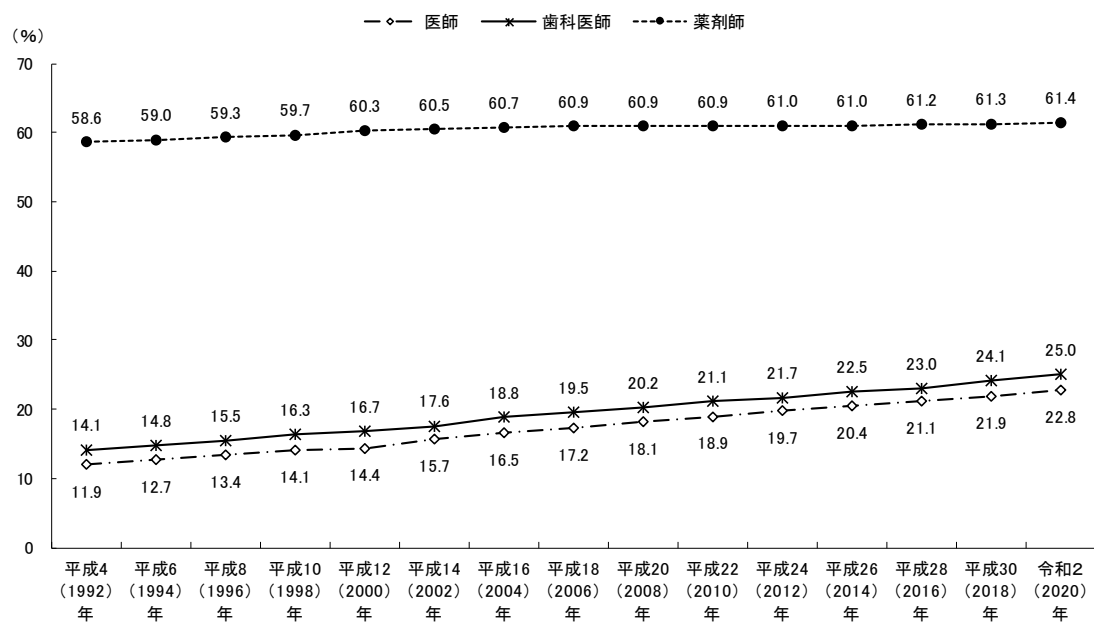
注3：漁協は、沿海地区出資漁業協同組合の数値である。

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和2年度）

10. 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合

医師・歯科医師・薬剤師に占める女性の割合は、緩やかに増加しており、平成4（1992）年の医師11.9%、歯科医師14.1%、薬剤師58.6%が、令和2（2020）年にはそれぞれ22.8%、25.0%、61.4%となっている。

図表Ⅱ－５－１０－１ 医師・歯科医師・薬剤師に占める女性の割合の推移（全国）



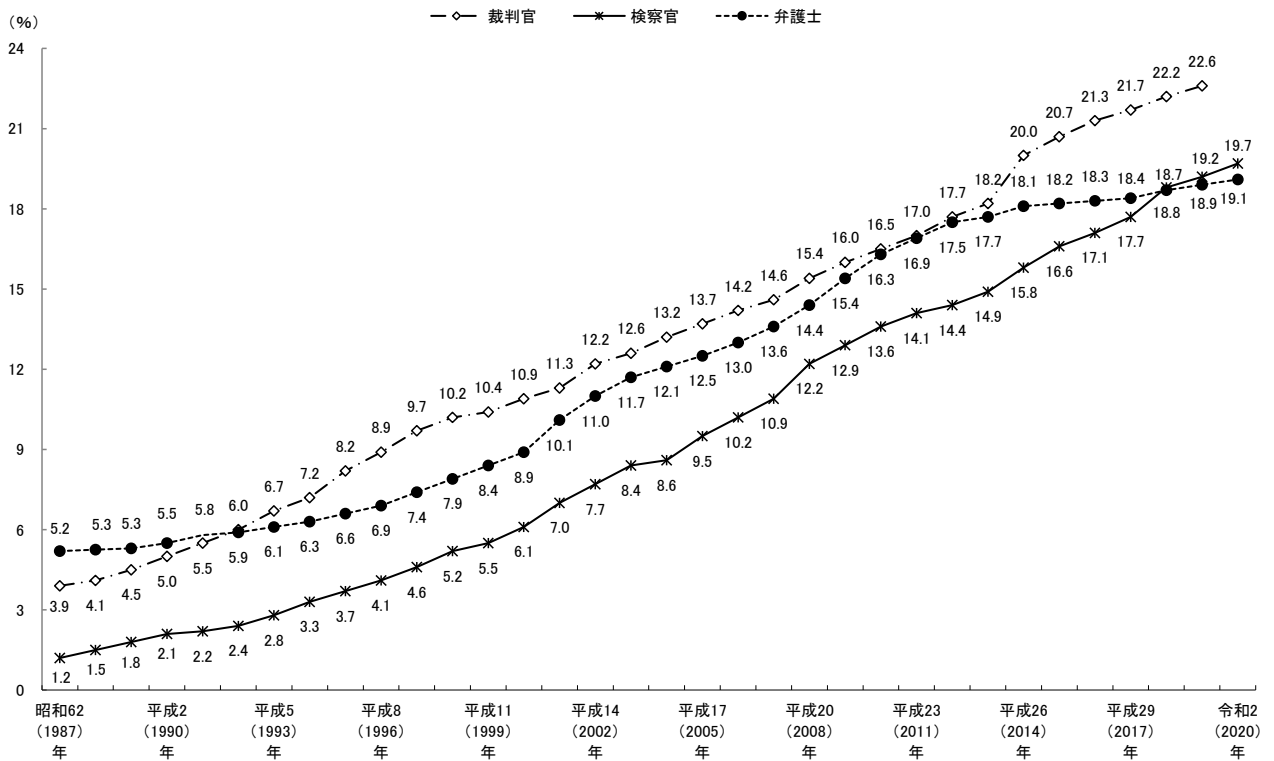
注：各年12月31日現在

資料：厚生労働省「令和2年（2020年）医師・歯科医師・薬剤師統計」

裁判官、検察官、弁護士に占める女性の割合は年々着実に増加しており、裁判官は令和元（2019）年22.6%、検察官、弁護士はそれぞれ令和2（2020）年19.7%、19.1%となっている。

弁護士については、平成25（2013）年ごろより増加スピードが他の2者に比べると鈍化している。

図表Ⅱ－５－１０－２ 裁判官・検察官・弁護士に占める女性の割合の推移（全国）



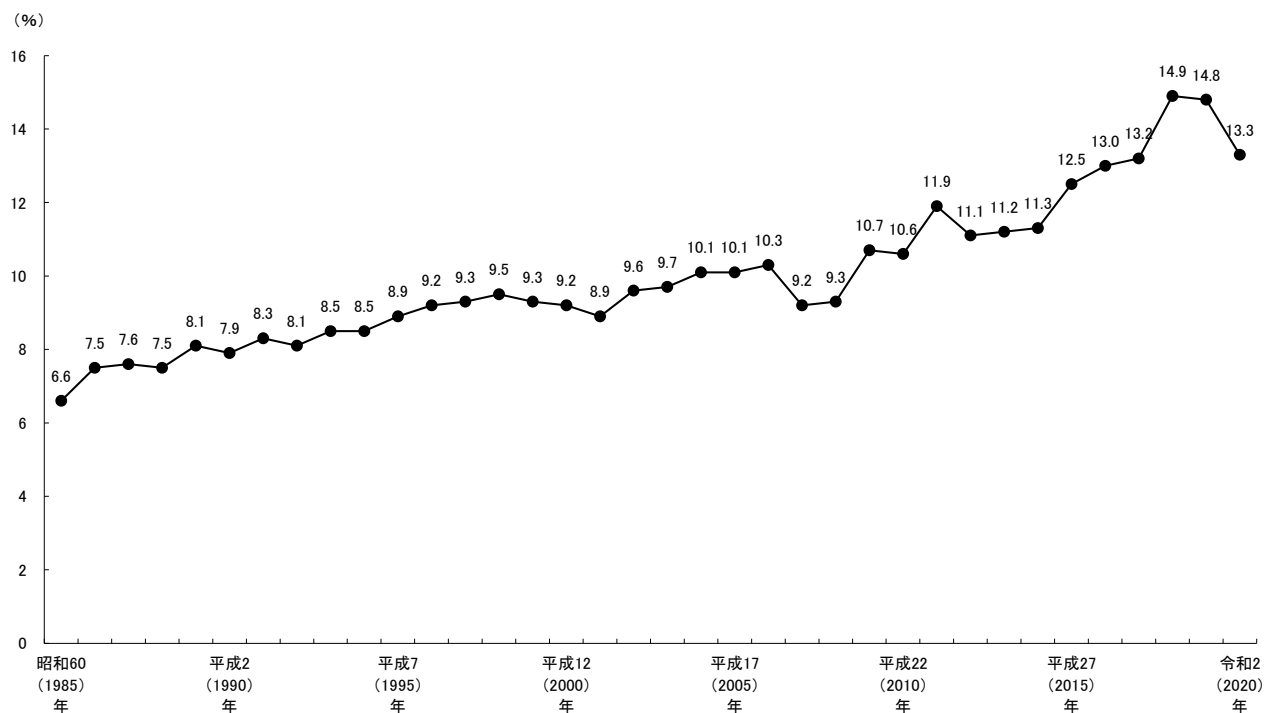
注：裁判官は各年12月（平成26年以降）、検察官は3月31日、弁護士は9月30日（平成24年以降）時点の数値。

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和2年度）

Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

企業における管理的職業に従事する女性の割合は、多少の変動をもちながらも全体としては増加傾向にあったが、令和2（2020）年は13.3%と平成31（2019）年から1.5ポイント減少している。

図表Ⅱ－５－１０－３ 管理的職業従事者に占める女性の割合の推移（全国）



注：各年とも年平均。平成23(2011)年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和2年度）

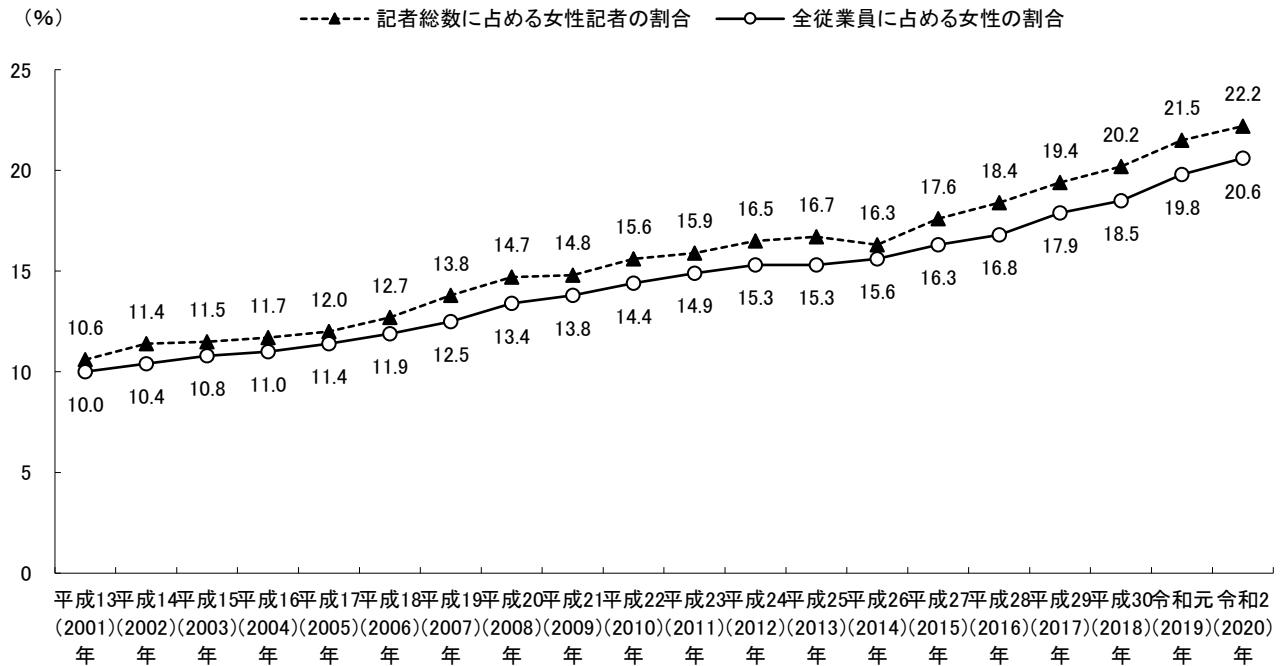
11. 各種メディアにおける女性の割合

(新聞・通信社等、民間放送、日本放送協会)

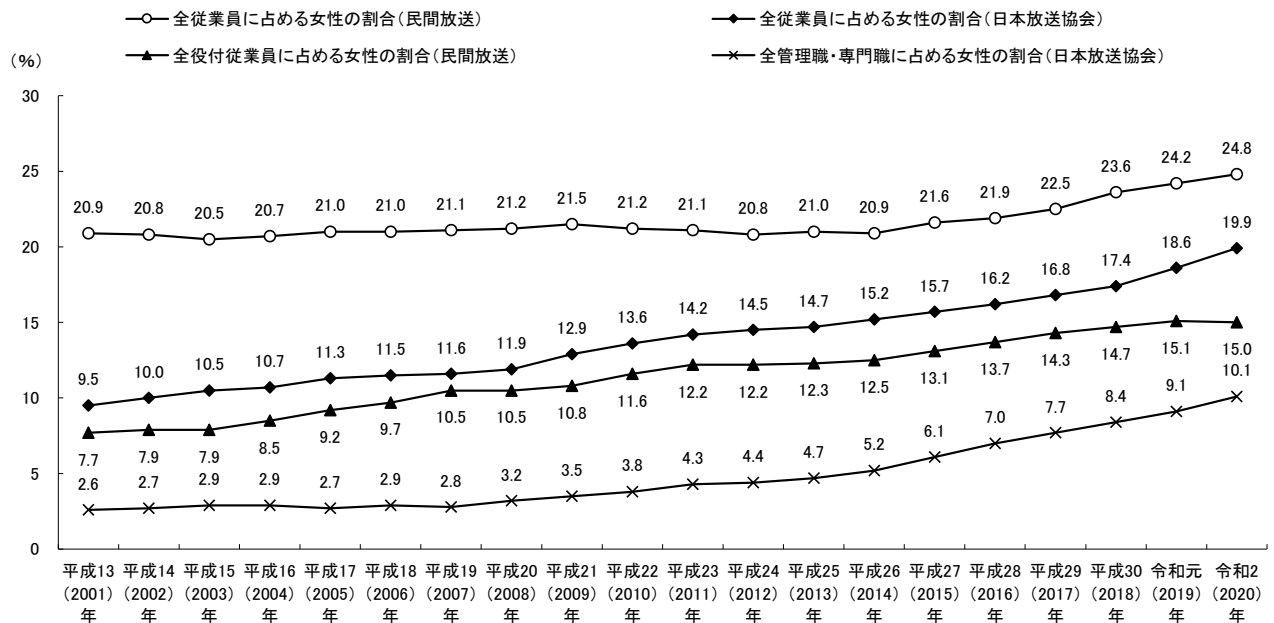
新聞及び放送業界での女性の参画状況をみると、令和2(2020)年における全従業員に占める女性の割合は、新聞・通信社等20.6%、民間放送24.8%、日本放送協会19.9%となっている。各種メディアにおける女性の割合は増加の傾向にある。

図表Ⅱ－５－１１ 各種メディアにおける女性の割合(全国)

＜新聞・通信社等＞



＜民間放送、日本放送協会＞

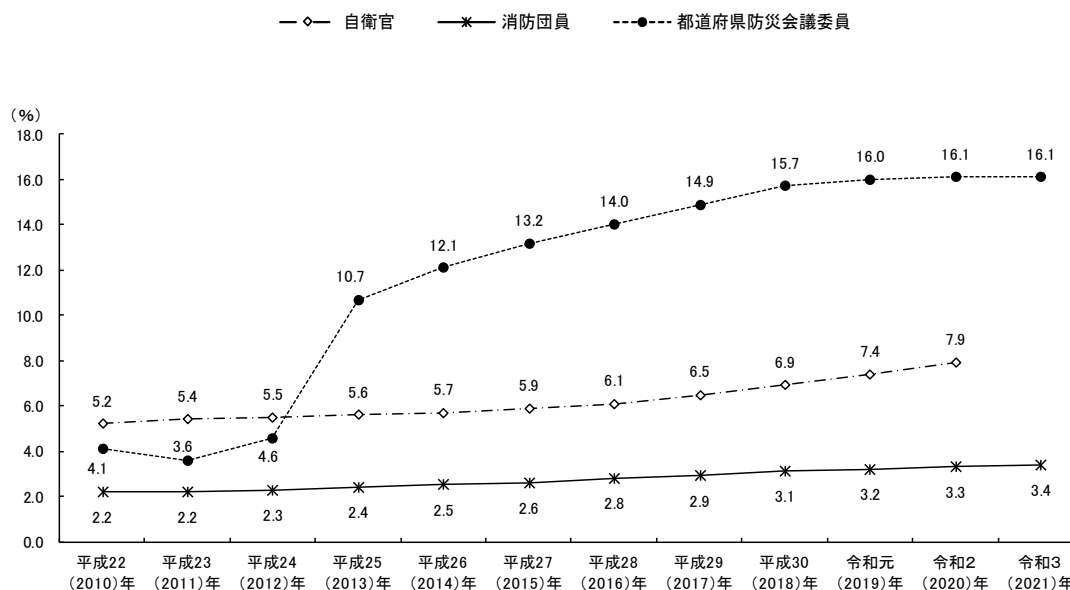


資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(令和2年度)

12. 自衛官、消防団員、都道府県防災会議委員の女性割合

自衛官、消防団員、都道府県防災会議委員に占める女性の割合は、自衛官と消防団員は微増傾向である。都道府県防災会議委員は、平成24（2012）年から平成25（2013）年にかけて急増した後、令和元（2019）年以降は横ばいで推移し、令和3（2021）年で16.1%となっている。

図表Ⅱ—5—12 自衛官、消防団員、都道府県防災会議委員の女性割合（全国）



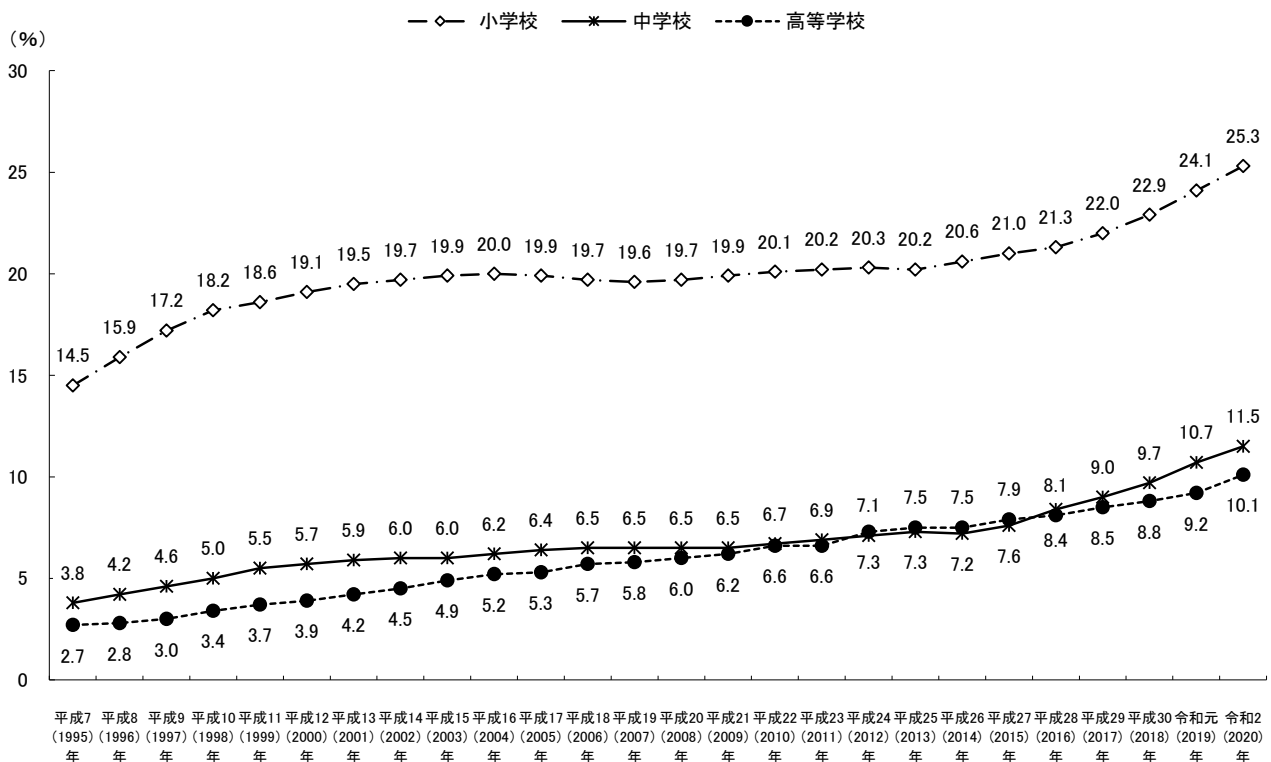
資料：自衛官＝防衛白書、消防団員＝消防白書

都道府県防災会議委員＝内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会又は女性に関する施策の推進状況」

13. 小学校・中学校・高等学校副校長（教頭）以上に占める女性の割合

小学校・中学校・高等学校の副校長（教頭）以上に占める女性の割合は、小学校では平成15（2003）年より横ばいであったが、平成27（2015）年ごろより再び増加し、令和2（2020）年は25.3%である。中学校では平成7（1995）年の3.8%が令和2（2020）年では11.5%、高等学校は平成7（1995）年の2.7%が令和2（2020）年では10.1%と、ともに緩やかに増加しているが割合は1割程度にとどまっている。

図表Ⅱ－５－１３ 小学校・中学校・高等学校副校長（教頭）以上に占める女性の割合（全国）



注1：各年5月1日現在。ただし、平成23（2011）年の福島県の数値については、8月1日現在。

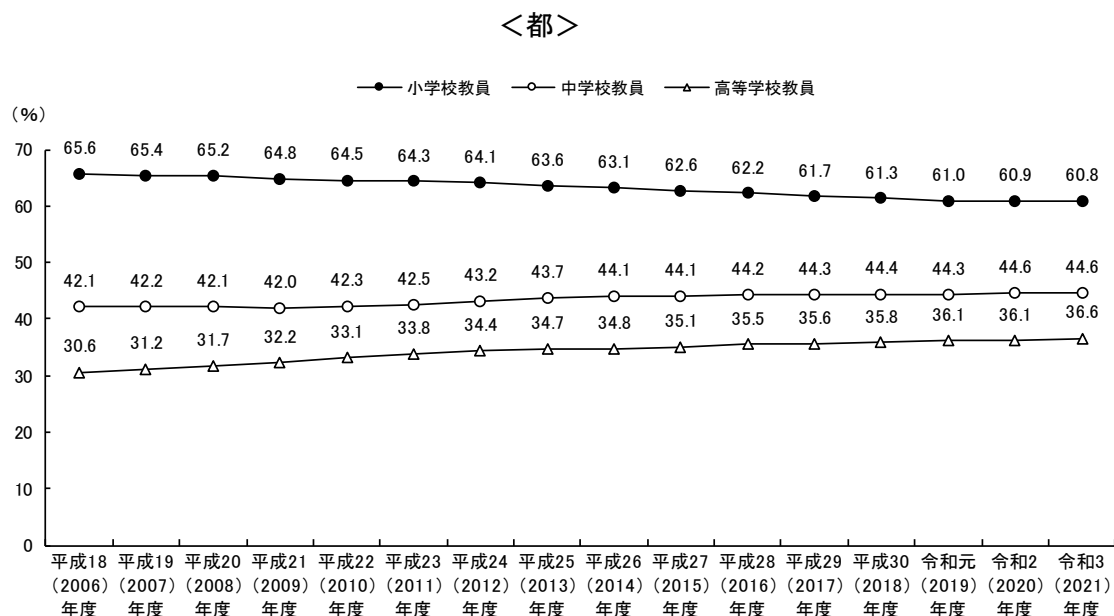
注2：平成27年は速報値である。

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和2年度）

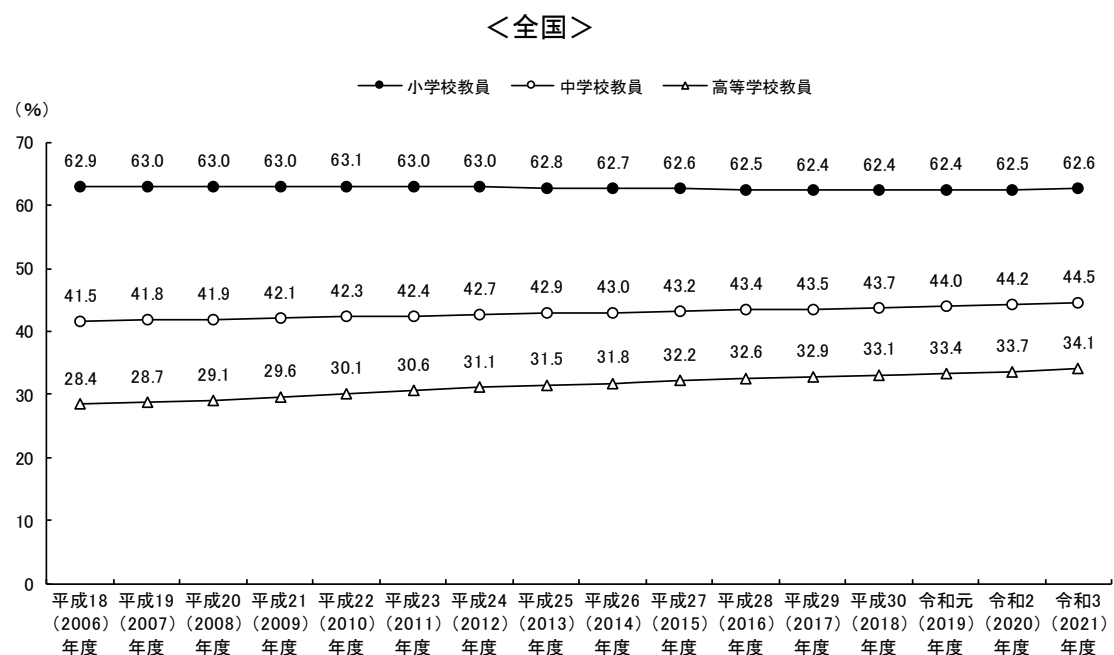
14. 小学校・中学校・高等学校教員に占める女性の割合

都の令和3（2021）年度の公立学校の教員に占める女性割合は、小学校で60.8%、中学校で44.6%、高等学校で36.6%となっており、小学校ではゆるやかに低下、中学校、高等学校ではゆるやかに上昇している。全国との比較では、小学校で1.8ポイント低く、中学校ではほぼ同じ、高等学校で2.5ポイント高くなっている。

図表Ⅱ－５－１４ 小学校・中学校・高等学校教員に占める女性の割合（都・全国）



資料：東京都教育委員会「令和3年度公立学校統計調査報告書【学校調査編】」



注1：本務教員の女性比率である。

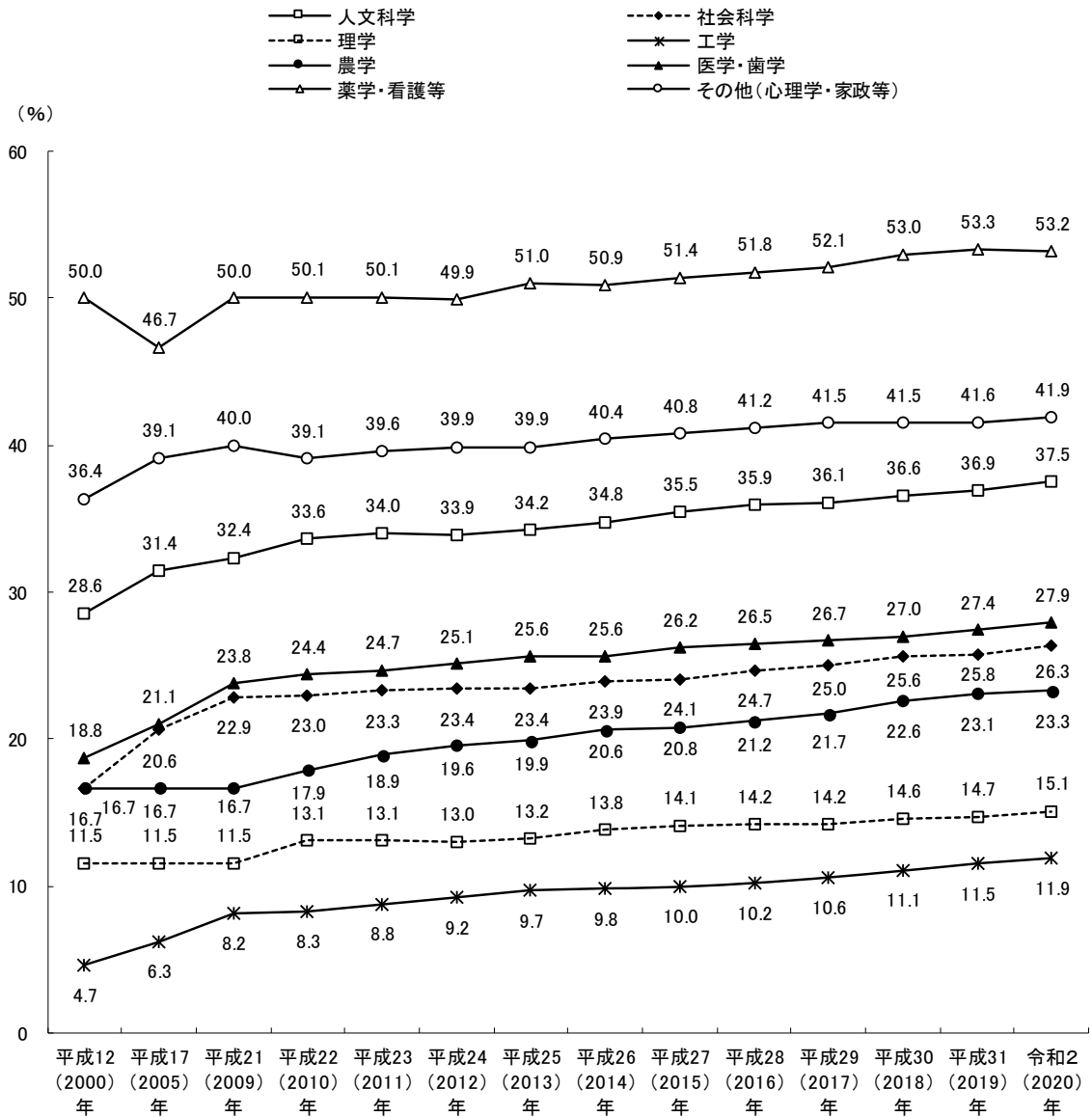
注2：調査対象は公立の学校

資料：文部科学省「令和3年度学校基本調査」

15. 大学等の研究本務者における分野別女性の割合

令和2（2020）年の大学等の研究本務者における女性の割合を分野別にみると、薬学・看護等の分野が53.2%、その他（心理学・家政等）が41.9%である一方、工学や理学の分野では10%台にとどまっている。

図表Ⅱ－５－１５ 専門分野別にみた大学等の研究本務者の推移（女性、全国）



注1： 大学等は、大学の学部（大学院の研究科を含む）、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所、大学共同利用機関など。

注2： 「薬学・看護等」は、平成22年以前は「その他の保健」

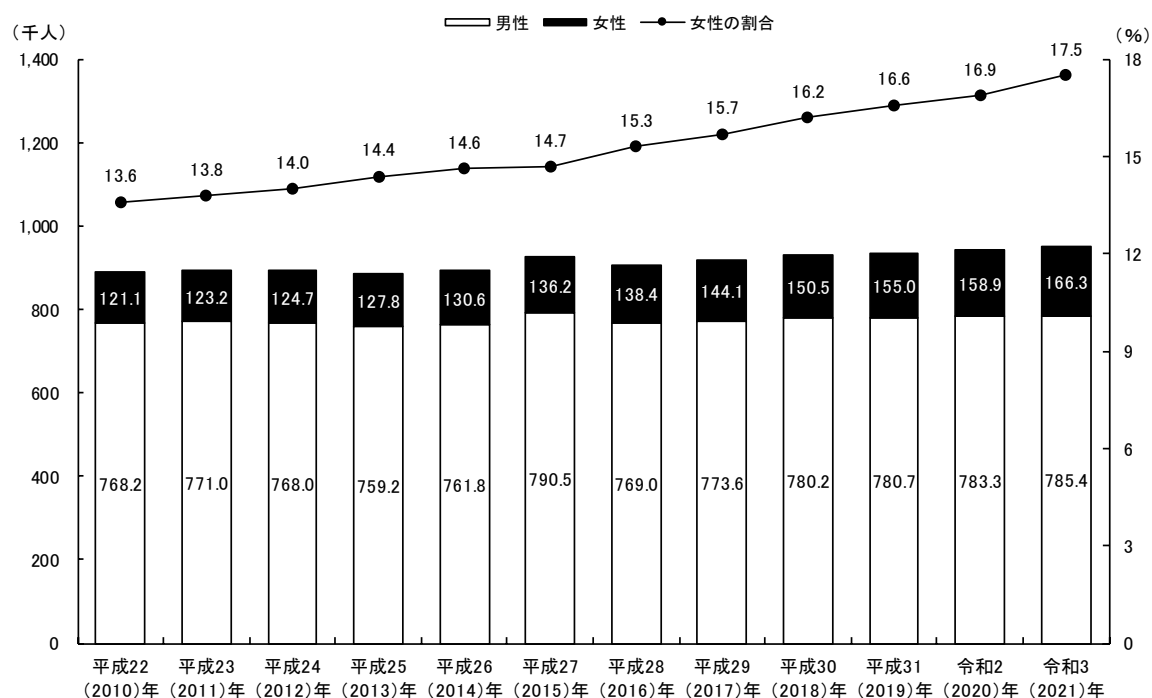
注3： 令和2年3月31日現在

資料：総務省「科学技術研究調査（令和2年）」

16. 研究者に占める女性の割合

女性研究者の数は年々増加しており、令和2（2020）年で166.3千人である。全研究者に占める女性の割合も増加しており、令和2（2020）年で17.5%と人数、割合ともに増加傾向にある。

図表Ⅱ－５－１６ 研究者に占める女性の割合の推移（全国）



注1：企業等、非営利団体・公的機関、大学等における研究関係従業者数（実数）のうち研究者の数。研究者とは大学（短期大学を除く。）の課程を修了した者（またはこれと同等以上の専門的知識を有する者）で、特定の研究テーマを持って研究を行っている者をいう。

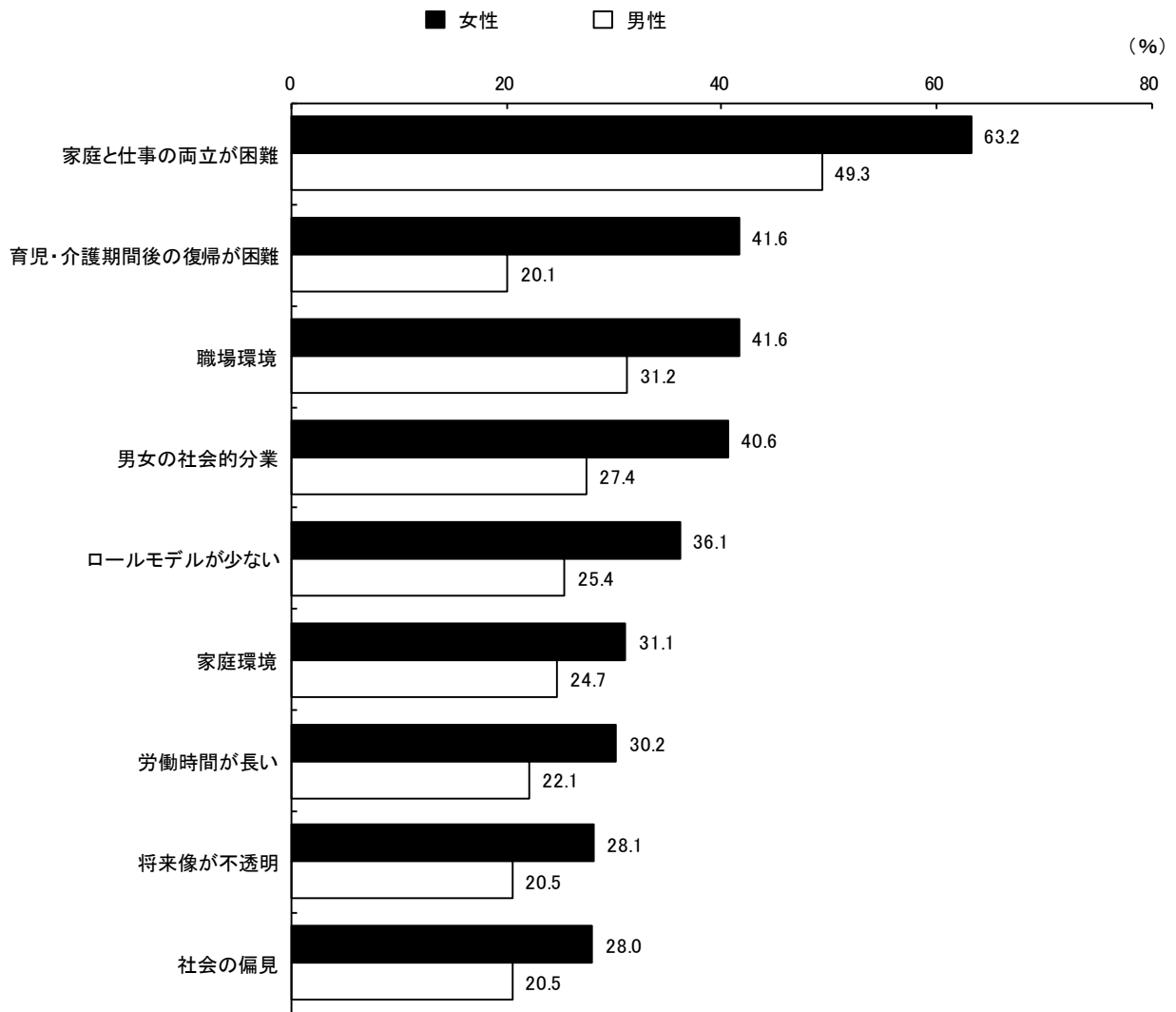
注2：各年3月31日現在

資料：総務省「科学技術研究調査（令和2年）」

17. 女性研究者が少ない理由

女性研究者が少ない理由としては、「家庭と仕事の両立が困難」が最も多く、次いで「育児・介護期間後の復帰が困難」、「職場環境」となっており、労働環境や仕事と家庭との両立支援体制の整備が求められている。

図表Ⅱ－５－１７ 女性研究者が少ない理由（全国）



注1：男女共同参画学協会連絡会「第4回科学技術系専門職の男女共同参画実態調査」（平成29年）より作成。

注2：女性の上位の項目のみを表示

資料：文部科学省「平成30年版科学技術白書」

18. HDI、GII、GGIにおける日本の順位

男女平等参画に関する国際的な指標についてみると、日本は人間開発指数（HDI）が189か国中19位で前年と同じ。ジェンダー不平等指数（GII）は162か国中24位（前年23位）、ジェンダー・ギャップ指数（GGI）は156か国中120位（前年121位）と順位を上げた。

図表Ⅱ－５－１８ HDI、GII、GGIにおける日本の順位

①HDI 2019（令和元）年 （人間開発指数）			②GII 2019（令和元）年 （ジェンダー・不平等指数）			③GGI 2020（令和2）年 （ジェンダー・ギャップ指数）		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GII値	順位	国名	GGI値
1	ノルウェー	0.957	1	スイス	0.025	1	アイスランド	0.892
2	アイルランド	0.955	2	デンマーク	0.038	2	フィンランド	0.861
2	スイス	0.955	3	スウェーデン	0.039	3	ノルウェー	0.849
4	香港	0.949	4	ベルギー	0.043	4	ニュージーランド	0.840
4	アイスランド	0.949	4	オランダ	0.043	5	スウェーデン	0.823
6	ドイツ	0.947	6	ノルウェー	0.045	6	ナミビア	0.809
7	スウェーデン	0.945	7	フィンランド	0.047	7	ルワンダ	0.805
8	オーストラリア	0.944	8	フランス	0.049	8	リトアニア	0.804
8	オランダ	0.944	9	アイスランド	0.058	9	アイルランド	0.800
10	デンマーク	0.940	10	スロベニア	0.063	10	スイス	0.798
11	フィンランド	0.938	11	韓国	0.064	11	ドイツ	0.796
11	シンガポール	0.938	12	ルクセンブルク	0.065	12	ニカラグア	0.796
13	英国	0.932	12	シンガポール	0.065	13	ベルギー	0.789
14	ベルギー	0.931	14	オーストリア	0.069	14	スペイン	0.788
14	ニュージーランド	0.931	14	イタリア	0.069	15	コスタリカ	0.786
16	カナダ	0.929	16	スペイン	0.070	16	フランス	0.784
17	米国	0.926	17	ポルトガル	0.075	17	フィリピン	0.784
18	オーストリア	0.922	18	アラブ首長国連邦	0.079	18	南アフリカ	0.781
19	イスラエル	0.919	19	カナダ	0.080	19	セルビア	0.780
19	リヒテンシュタイン	0.919	20	ドイツ	0.084	20	ラトビア	0.778
22	スロベニア	0.917	21	エストニア	0.086	21	オーストリア	0.777
23	韓国	0.916	23	アイルランド	0.093	22	ポルトガル	0.775
23	ルクセンブルク	0.916	24	日本	0.094	23	英国	0.775
25	スペイン	0.904	25	オーストラリア	0.097	24	カナダ	0.772
26	フランス	0.901	26	イスラエル	0.109	25	アルバニア	0.770
27	チェコ	0.900	28	ポーランド	0.115	29	デンマーク	0.768
29	エストニア	0.892	29	ギリシャ	0.116	30	米国	0.763
29	イタリア	0.892	31	英国	0.118	31	オランダ	0.762
32	ギリシャ	0.888	33	ニュージーランド	0.123	34	メキシコ	0.757
34	リトアニア	0.882	34	リトアニア	0.124	41	スロベニア	0.741
35	ポーランド	0.880	36	チェコ	0.136	46	エストニア	0.733
37	ラトビア	0.866	41	ラトビア	0.176	50	オーストラリア	0.731
38	ポルトガル	0.864	45	スロバキア	0.191	55	ルクセンブルク	0.726
39	スロバキア	0.860	46	米国	0.204	59	コロンビア	0.725
40	ハンガリー	0.854	51	ハンガリー	0.233	60	イスラエル	0.724
43	チリ	0.851	55	チリ	0.247	63	イタリア	0.721
54	トルコ	0.820	68	トルコ	0.306	70	チリ	0.716
74	メキシコ	0.779	71	メキシコ	0.322	75	ポーランド	0.713
83	コロンビア	0.767	101	コロンビア	0.428	77	スロバキア	0.712
						78	チェコ	0.711
						98	ギリシャ	0.689
						99	ハンガリー	0.688
						102	韓国	0.687
						120	日本	0.656
						133	トルコ	0.638

注1：測定可能な国数は、HDIは189の国と地域、GDIは167か国、GIIは162か国、GGIは156か国。そのうち、上位20か国及びOECD加盟国（37か国）を抽出。

注2：「HDI 人間開発指数（Human Development Index）」とは、国連開発計画（UNDP）による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識（平均就学年数及び予想就学年数）、1人当たり国民総所得（GNI）を用いて算出している。

注3：「GII ジェンダー不平等指数（Gender Inequality Index）」とは、国連開発計画（UNDP）による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。【保健分野】妊産婦死亡率、15～19歳の女性1,000人当たりの出生数 【エンパワーメント】国会議員女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合（男女別） 【労働市場】労働力率（男女別）

注4：「GGI ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index）」とは、世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。具体的には、次のデータから算出される。【経済分野】労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率・専門職に占める比率 【教育分野】識字率、初等、中等、高等教育の各在学率 【保健分野】新生児の男女比率、健康寿命 【政治分野】国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数

資料出所：①～②は国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書2020」、③「Global Gender Gap Report 2021」

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和2年度）